

学校制度が始まって150年

1872(明治5)年 学制発布

必ず邑(むら)に不学の戸なく 家に不学の人なからしめん事を期す
「学制」では、全ての人民に勉学の必要性「国民皆学」が唱えられています。
当時文部少教授であった瓜生寅(うりゅう・はじむ：福井市出身)が起草に携わりました。



▼寺子屋から小学校へ

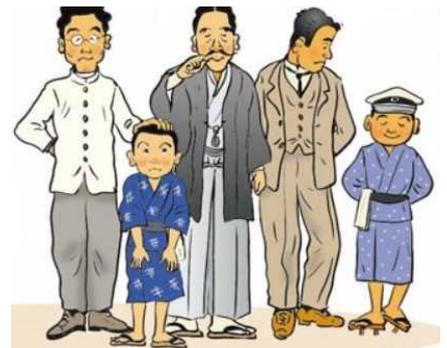
日本における初等教育の始まりは、一八七二(明治5)年「学制」の発布。学問内容は実学が中心で、いわゆる開明政策の一環でした。全国に5万あまりの小学校をつくり、6歳以上の全ての男女が小学校教育を受けることと定められました。

短期間で急激に小学校制度が整えられた背景には、寺子屋の普及が進んでいたことが大きいと言われています。幕末にはすでに全国で数万の寺子屋が存在していました。

こうして多くの小学校が寺子屋や私塾、郷学校などの庶民教育機関が母体となって誕生しました。中には藩校や武家の教育機関から成立したものもあり、程度の高い学校として見られていたようです。ただし、多くは寺子屋が母体の簡単な初等教育機関として発足しました。

▼明治初期〜昭和初期・義務教育制度の変遷

その後、明治時代のうちに



何度も改正が加えられました。一八八六(明治19)年の「小学校令」では、小学校を尋常・高等の2段階に分けて各4年制にし、このうち尋常小学校の4年間は「保護者に子どもを就学させる義務がある」と規定。これが「義務教育」の始まりです。その後の法改正などにより、授業料無償、6年制など現在の制度に近づいていきます。

▼明治期の初等教育史

▽一八七二年「学制」下等・上等小学校が誕生。教育年限は各4年の計8年。授業料有償。

▽一八七九年「教育令」教育年限は基本8年で最短規定16ヶ月に。

▽一八八〇年「改正教育令」教育年限は8年だが最短規

定が3年に。

▽一八八六年「小学校令」「義務教育」の文言が登場。義務教育は尋常小学校3〜4年間と規定。※義務教育の開始年は他説もあり。

▽一八九〇年「第2次小学校令」地方に学校設置を義務化。学校に通学しなくても、家庭学習により就学義務が果たされるとの規定が登場

▽一九〇〇年「第3次小学校令」義務教育は尋常小学校4年に、授業料が無償に成なり、通学率が上昇する。

▽一九〇七年「第5次小学校令」義務教育は尋常小学校6年に。

▼昭和期

▽一九四一年「国民学校令」尋常小学校は「国民学校初等科」となる。同高等科の2年を含めた8年が義務教育に(戦時下の特例で実質は6年)「第2次小学校令」

以来の「学校に通学しなくても、家庭学習により就学



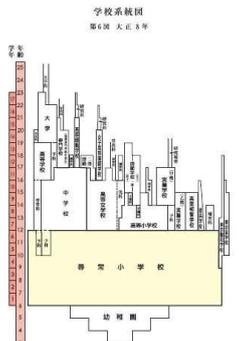
義務が果たされる」との規定がなくなる。

▼戦後〜現代

戦後の一九四七(昭和22)年、「教育基本法」、「学校教育法」が制定。国民学校初等科は「小学校」に改組される。小学校6年、中学校3年の9年が義務教育となり、現在まで継続。各学校の教科で教える内容を示した「学習指導要領」も同時期からスタートし、以後何度も改定が行われている。

特集展示 《学校系統図》

学校教育制度の歴史、新年1月中旬より教育博物館多目的室で、学制発布以降の「学校系統図」(年代毎の学校のしくみ)パネル10枚、当時の教科書を展示いたします。



令和4年度・企画展予告
「学校一五〇年物語二(仮称)」